

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2017年1月24日



東京電力ホールディングス株式会社

1. 厚労省ガイドラインへの対応方法

厚労省のガイドライン

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策の為のガイドライン」

具体的な達成目標 (産業医科大学殿から頂いたご指導)

当社及び元請事業者により、**関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること**

平成28年4月時点
(調査票やヒアリングから)

① 定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認していること

○
100%

・全ての元請事業者とも、関係請負人の作業員の健康診断受診を確認

② 健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認していること

△
約60%

・②～⑤については、全ての元請事業者で確実に確認するまでには至っていない状況。

③ 医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認していること

△

④ 定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること

△

⑤ 就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

△

各関係請負人における②～⑤の実施状況を元請事業者及び当社が確認する仕組みを構築することとした。

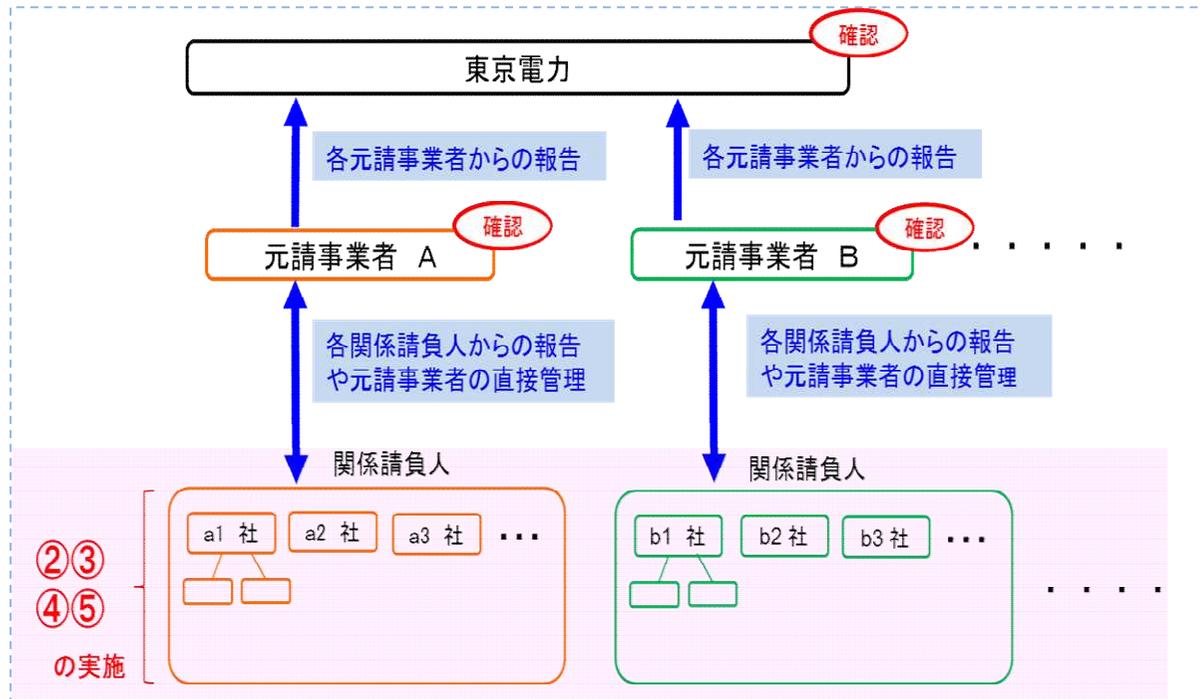
各元請事業者に対し、当該仕組みの構築を依頼

【平成28年4月】

2. 仕組みの構築及び運用開始

対象：健康診断の結果で、「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
内容：上記対象者について、達成目標の「②医療機関を受診していること及び③～⑤のフォローアップがなされていること」の実施状況を確認する仕組みの構築

◀ イメージ図 ▶ 対象者の②～⑤の実施状況について、元請会社が直接管理したり、あるいは関係請負人から報告させて確認するなど



<仕組みの検討>

- ・各元請事業者を対象に一社ずつのヒアリング(各社の状況や課題の把握)
- ・産業医科大殿による講演会の実施や課題対応に係る指導などのご支援

<仕組みの構築・運用開始>

- ・各元請事業者での仕組み構築の期間を経て、**平成28年7月より運用を開始**(一部は8月)
- ・各元請事業者に対し、初回として、**第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の報告を依頼**(11月末迄の報告)

3. 第2四半期の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

(1) 健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 44事業所 (元請事業者数41社)]

- ・期間中の健診受診者数は、合計4,762人で、「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は合計1,139人(全体の24%)であった。うち、「要精密検査」は269人(6%)。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動などによる重複もある。

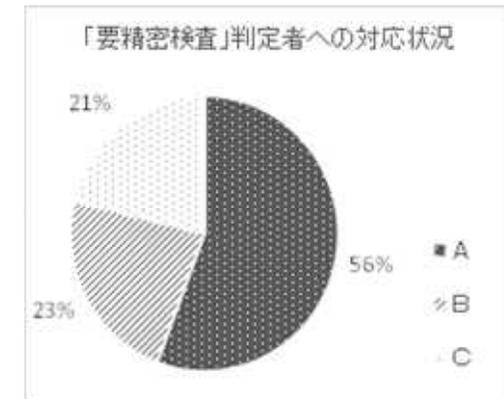
(2) 「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に56%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると約80%となった。
- ・各社とも新たな仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にあると考える。
- ・指導後も未受診(C)との回答21%は、第3四半期分の報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 269人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	150人
B(現在、途中段階)	62人
C(指導後も未受診)	57人

注)「要精密検査」以外の「要治療」・「要治療継続」者への対応状況は第4四半期報告での報告を求めている



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、それぞれが構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

厚生労働省への報告 (平成28年12月27日)

- ・ガイドラインを受けたこれまでの取組み状況及び上記の取り纏め結果について報告。

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策の為のガイドライン
(平成27年8月26日 基発0826第1号)

第7 健康管理対策等

I 健康診断等の実施

(1)労働者の健康管理

ア 健康診断の実施

- ・労働者に対して安衛法に基づく定期健康診断、電離則に基づく健康診断を着実に実施
- ・健診結果について医師意見の聴取の結果、就業上の措置が必要な者に対し、意見を勘案して適切な措置を講じること

イ 日常的な健康管理

- ・作業開始前に、発熱や下痢等、個々の労働者の体調の確認を行い、体調不良の場合は、医師の受診を促す等の措置を講じること。
- ・健診結果により健康保持に努める必要がある労働者、長期に渡り(概ね3月以上を目安)発電所に作業従事している者に対し、健康診断実施時等の機会を捉え、医師又は保健師による保健指導を実施すること
- ・特に、過去の健診結果や、既往歴の調査、自覚症状、他覚症状の有無の検査等から、心疾患、脳血管疾患等の基礎疾患が判明した者に対しては、日常的な体調の確認を徹底するとともに保健指導の実施等により健康確保に万全を期すこと

ウ 関係請負人に対する指導及び援助

発電所長及び元方事業者は、関係請負人が、ア及びイに関する事項を適切に実施できるよう、必要な指導及び援助を実施すること。

ガイドライン発出後

- 各元請事業者に対して、
 - ・産業医科大殿からのご講演(健康管理の重要性等について)
 - ・現在の管理状況に関するヒアリングなど
 - ・今後の対応方法(仕組みづくり)についての説明 等を実施



(平成28年)

4月28日 ◇上記を経て、各元請事業者に対し、関係請負人における「要精密検査」・「要治療」等判定者の管理状況を確認する仕組みの構築を依頼

5月 (各元請事業者において、仕組みの検討・構築)

6月
~7月 ◇各元請事業者での仕組みの構築状況について当社が確認 (訪問やヒアリング等による)
↳ 各元請会社が仕組み構築のもと既に運用開始している、あるいは近く開始される状況にあることを確認
◇東京電力が各元請事業者での実施状況を確認する仕組みの構築

7月21日 ◇各元請事業者に対し、構築した仕組みでの運用開始を依頼
※ヒアリング時に仕組み構築中であった一部の元請事業者については仕組み構築完了までフォロー(8月完了)

11月30日 ◇各元請事業者より、第2四半期(7~9月)の健康診断に係る管理状況報告を受領

12月27日 ◇厚労省へ報告 (これまでの取組み状況、第2四半期分の管理状況の取り纏め結果)

以降も東京電力と各元請事業者との継続的なコミュニケーション/改善を実施